

## 第3章 医療圏の設定と基準病床数

### 第1節 医療圏の設定

- 1 医療圏設定の考え方
- 2 一次医療圏
- 3 二次医療圏
- 4 三次医療圏
- 5 二次医療圏の設定

### 第2節 二次医療圏の概況

- 1 面積及び人口の状況
- 2 病院・診療所の状況

### 第3節 基準病床数

- 1 基準病床数について



## 第1節 医療圏の設定

### 1. 医療圏設定の考え方

- 医療圏は、地域の医療需要に対応して、健康増進から疾病の予防、早期発見、診断・治療、リハビリテーションに至るまでの包括的な医療を提供していくための場として、保健・医療資源の効率的かつ適切な配置と保健・医療供給体制の体系化を図るための地域的単位です。
- 本計画においては、地理的条件や県民の生活行動の実態、保健・医療資源の配置状況等を踏まえ、適切な広がりを持った医療圏を設定しています。
- なお、本圏域を設定することにより、県民の医療機関の選択や保健・医療供給側の活動の自由等が制限されるものではありません。
- また、本圏域の設定は、恒久的なものとして定めるものではなく、必要と認められるときには、将来の見直しの段階で再検討を行うものです。

### 2. 一次医療圏

- 住民の日常の健康管理や健康相談、一般にみられる疾病や外傷等に対する診断、治療などプライマリ・ケア(一次医療又は初期医療)に関する保健・医療を提供する圏域です。
- 圏域の設定についての法的な規定はなく、また道路や交通機関の発達等で医療が広域的に提供されるようになってきていることから、設定が困難であり、本計画では設定しないこととします。

### 3. 二次医療圏

- 医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき、主として病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する圏域です。
- 高度又は特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応するための圏域です。
- 二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件などの自然条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件も考慮して、本県においては、平成5年(1993年)年6月に、以下の7つの二次医療圏を設定しています。

医療圏	構成する市町村
延岡西臼杵	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
日向入郷	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
宮崎東諸県	宮崎市、国富町、綾町
西都児湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日南串間	日南市、串間市
都城北諸県	都城市、三股町
西諸	小林市、えびの市、高原町

#### 4. 三次医療圏

- 先進的な技術や発生頻度の低い疾病の治療など特殊な医療を提供するための圏域であり、本県全域とします。

#### 5. 二次医療圏の設定

##### (1) 二次医療圏設定(見直し)の考え方

- 国の医療計画作成指針により、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討することとされています。
- 特に、人口規模が20万人未満であり、かつ、流入入院患者割合(以下「流入患者割合」という。)が20%未満、流出入院患者割合(以下「流出患者割合」という。)が20%以上となっている圏域については、設定の見直しについて検討することが必要とされています。

##### (2) 二次医療圏の流出入状況

- 本県では、7つの二次医療圏のうち、日向入郷医療圏、西都児湯医療圏及び西諸医療圏の3つの二次医療圏が、上記の見直しが必要とされている要件に該当しました。

各二次医療圏の人口及び流出入割合

医療圏	人口	流入患者割合	流出患者割合
延岡西臼杵	137,143人	10.5%	17.5%
日向入郷	85,823人	8.7%	32.4%
宮崎東諸県	426,671人	22.7%	4.8%
西都児湯	96,091人	16.0%	37.2%
日南串間	67,670人	4.8%	13.8%
都城北諸県	186,231人	19.0%	18.9%
西諸	69,947人	12.3%	23.3%

出典：総務省「2020年国勢調査」、医療政策課「令和4年度宮崎県入院患者実態調査」

病院の一般病床及び療養病床の流入患者の状況

患者住所	医療機関所在地						
	延岡西臼杵	日向入郷	宮崎東諸県	西都児湯	日南串間	都城北諸県	西諸
延岡西臼杵	89.5%	3.8%	2.0%	3.7%	0.1%	0.0%	0.0%
日向入郷	9.2%	91.3%	2.2%	4.4%	0.2%	0.1%	0.0%
宮崎東諸県	0.1%	0.0%	77.3%	5.7%	1.1%	0.8%	5.4%
西都児湯	0.6%	2.8%	9.4%	84.0%	0.4%	0.3%	0.5%
日南串間	0.0%	0.0%	2.2%	0.1%	95.2%	0.9%	0.5%
都城北諸県	0.0%	0.0%	3.6%	1.6%	1.1%	81.0%	4.1%
西諸	0.1%	0.0%	2.0%	0.1%	0.4%	3.2%	87.7%
県外	0.6%	2.2%	1.3%	0.3%	1.5%	13.8%	1.9%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
流入率	10.5%	8.7%	22.7%	16.0%	4.8%	19.0%	12.3%

(出典：宮崎県医療政策課「令和4年度宮崎県入院患者実態調査」)

### 第3章 医療圏の設定と基準病床数

#### 病院の一般病床及び療養病床の流出患者の状況

患者住所	医療機関所在地									流出率
	延岡西臼杵	日向入郷	宮崎東諸県	西都児湯	日南串間	都城北諸県	西諸	県外	総計	
延岡西臼杵	82.5%	1.6%	5.8%	2.3%	0.1%	0.0%	0.0%	7.7%	100.0%	17.5%
日向入郷	14.7%	67.6%	11.2%	4.7%	0.3%	0.1%	0.0%	1.3%	100.0%	32.4%
宮崎東諸県	0.0%	0.0%	95.2%	1.5%	0.3%	0.4%	1.2%	1.3%	100.0%	4.8%
西都児湯	0.6%	1.4%	32.7%	62.8%	0.3%	0.4%	0.3%	1.4%	100.0%	37.2%
日南串間	0.0%	0.0%	8.0%	0.1%	86.2%	1.4%	0.3%	4.0%	100.0%	13.8%
都城北諸県	0.0%	0.0%	8.4%	0.8%	0.6%	81.1%	1.8%	7.3%	100.0%	18.9%
西諸	0.1%	0.0%	9.6%	0.1%	0.4%	6.4%	76.7%	6.6%	100.0%	23.3%

(出典：宮崎県医療政策課「令和4年度宮崎県入院患者実態調査」ほか)

### (3) 二次医療圏の設定

- 3つの二次医療圏について、国が示す見直しについて検討が必要とされる要件に該当したことから、各地域の現状について分析し、見直しの必要性について以下のとおり検討を行いました。

#### ① 圏域外への主な流出状況

日向入郷は、延岡西臼杵へ14.7%、宮崎東諸県へ11.2%と主に2地域に流出しています。

西都児湯は、宮崎東諸県へ32.7%流出しています。

西諸は、宮崎東諸県への流出が9.6%、都城北諸県へ6.4%と、主に2地域へ流出しています。

### 見直し検討対象地域の状況(流出患者の割合)

・見直し検討対象地域の患者流出状況を確認
・主な流出地域は以下のとおり
日向入郷：延岡西臼杵への流出 14.7% (前回10.3%)
宮崎東諸県への流出 11.2% (前回10.9%)
西都児湯：宮崎東諸県への流出 32.7% (前回32.2%)
西諸：宮崎東諸県への流出 9.6% (前回10.0%)
都城北諸県への流出 6.4% (前回6.4%)

※令和4年 宮崎県入院患者実態調査より



流出割合	10%以上	→ (thick arrow)
	10%未満	→ (thin arrow)
二次医療圏	見直し検討対象	● (green circle)
	対象外	● (blue circle)

※図形の幅は人口・流出割合に応じたおおよその大きさを記載

(出典：宮崎県医療政策課「令和4年度宮崎県入院患者実態調査」をもとに作成)

### 第3章 医療圏の設定と基準病床数

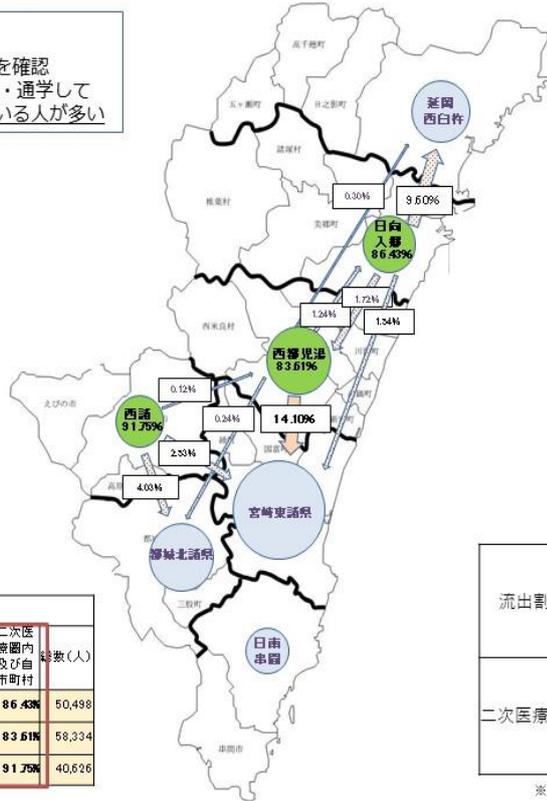
#### ② 通勤・通学の状況

二次医療圏については、医療圏と生活圏の一体性も重要であることから、各地域の日常生活の状況を通勤・通学の観点から確認しました。

各地域ともに、80%以上が各自の二次医療圏内で通勤・通学しており、二次医療圏内で日常生活を送っている人が多いということがわかりました。

#### 見直し検討対象地域の状況(通勤・通学)

【医療圏と生活圏の一体性を確認】  
 ・ 見直し検討対象地域の通勤・通学状況を確認  
 ・ 80%以上が各自の二次医療圏内で通勤・通学していることから、二次医療圏内で生活している人が多い



他市町村への通勤・通学割合(二次医療圏見直し対象地域)

常在地	地域名(従業地・通学地)								二次医療圏内及び自市町村	総数(人)
	延岡 西臼杵	日向 入郷	宮崎東 諸県	西部 児湯	日南串 間	都城 北諸 県	西諸	県外		
日向 入郷	9.60%		1.54%	1.72%	0.03%	0.10%	0.02%	0.57%	86.43%	50,498
西部 児湯	0.30%	1.24%	14.10%		0.04%	0.24%	0.07%	0.33%	83.61%	58,334
西諸	0.02%	0.01%	2.53%	0.12%	0.02%	4.03%		1.52%	91.75%	40,626

出典：令和2年国勢調査「従業地・通学地による人口・就業状態等集計」  
 ※従業地不詳者の人数を除外して算定している

流出割合	10%以上	←
	10%未満	←
二次医療圏	見直し検討対象	●
	対象外	○

※図形の幅は人口・流出割合に応じたおおよその大きさを記載

(出典：令和2年国勢調査「従業地・通学地による人口・就業状態等集計」をもとに作成)

#### ③ 疾病別の流出状況(西都児湯から宮崎東諸県)

県内の全圏域の中で最も流出の割合が大きい西都児湯から宮崎東諸県への流出については、令和4年12月1日(令和4年度宮崎県入院患者実態調査の実施日)時点の流出患者320名の疾病を確認しました。

宮崎東諸県への流出の内、約半数(48.44%)の155名が新生物<腫瘍>と循環器系の疾病に対する治療を受けるため二次医療圏を超えて入院していることがわかりました。(新生物<腫瘍>と循環器系の疾病については、それぞれ個別の医療圏を設定しています。)

### 第3章 医療圏の設定と基準病床数

#### ○ 西都児湯から宮崎東諸県への流出状況(疾病別)

調査日(令和4年12月1日時点)時点で西都児湯から宮崎東諸県に流出(入院)している患者320名の疾病を確認した。

病名	西都市	高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	合計
循環器系の疾患								
その他の心疾患	8		3	0	0	1	1	13
脳内出血	5	4	2	0	1	2	1	15
脳梗塞	11	3	8	0	1	4	2	29
その他の循環器系の疾患	5	3	4	0	0	1	0	13
循環器系の疾患合計	31	13	23	0	2	10	6	85
新生物<腫瘍>								
胃の悪性新生物<腫瘍>	0	1	2	0	1	3	0	7
直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	3	1	0	0	0	2	0	6
気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	2	4	0	0	0	1	2	9
その他の悪性新生物<腫瘍>	12	5	5	0	1	5	2	30
良性新生物<腫瘍>及びその他の新生物<腫瘍>	0	4	0	0	1	2	1	8
新生物<腫瘍>合計	20	19	8	0	3	15	5	70
損傷、中毒及びその他の外因の影響								
骨折等	10	5	9	0	2	7	0	33
消化器系の疾患								
胆石症及び胆のう炎等	13	3	7	0	2	2	3	30
筋骨格系及び結合組織の疾患								
関節症等	14	4	6	0	1	2	2	29

155名  
(48.44%)

(出典：宮崎県医療政策課「令和4年度宮崎県入院患者実態調査」をもとに作成)

※ 上位の病名を抜粋して記載しているため合計の数は一致しない。

#### ④ 二次医療圏を見直すことの懸念

二次医療圏は、病院及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する圏域であり、入院医療を主体とした一般の医療需要に対応するための圏域として、交通事情等の社会的条件も考慮して設定することとされています。

患者流入が多い地域と統合することは、さらなる患者の流出を助長させ、それに伴い医師や医療機関などの医療資源の流出が進むことも懸念されます。

また、統合により、これまで以上に広域で二次医療圏を設定した場合、地域によっては医療機関へのアクセスが遠くなり、住民への負担が生じるほか、身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられなくなってしまう懸念が考えられます。

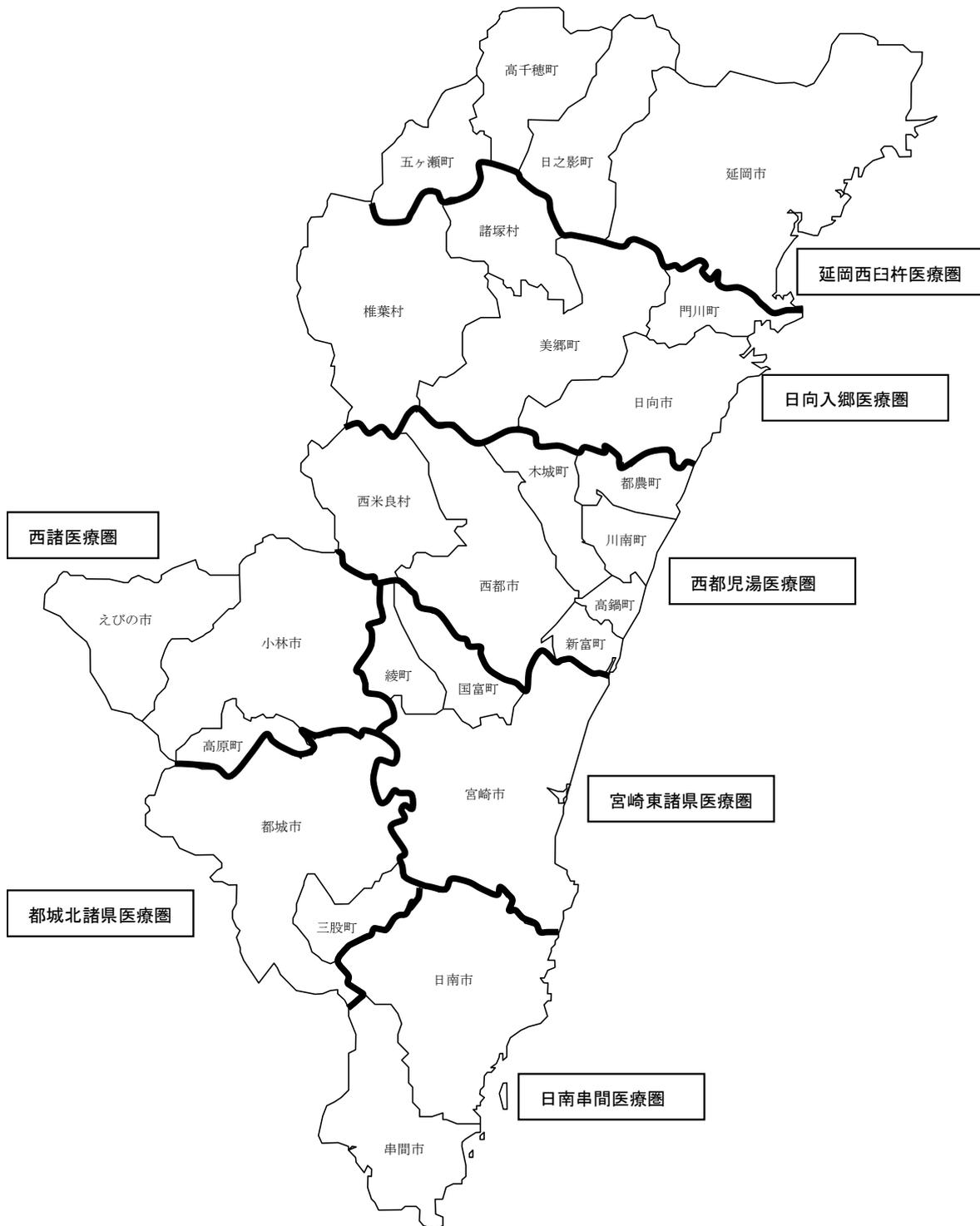
#### ⑤ 関係団体・市町村への意見照会

二次医療圏の見直しの必要性について、県内二次医療圏の流出入状況を示しながら県内の関係団体・市町村に意見照会を実施したところ、概ね、現行の二次医療圏を維持すべきとの意見を得ました。

- 上記のとおり、生活圏との一体性や関係市町村等の意見を聴取した結果を踏まえ、第8次医療計画では、**現行の7医療圏を維持すること**とし、計画期間内において体制の整備ができるよう地元市町村や関係団体等と連携して取り組むこととします。

第3章 医療圏の設定と基準病床数

(図) 宮崎県の二次医療圏域図



## 第2節 二次医療圏の概況

### 1. 面積及び人口の状況

- 医療圏別の面積は、日向入郷医療圏が1,630.98km<sup>2</sup>で全体の21.1%を占め、延岡西臼杵医療圏が1,554.96km<sup>2</sup>で全体の20.1%を占めています。
- 医療圏別の人口は、宮崎東諸県医療圏が426,671人で全体の39.9%を占めています。
- 宮崎東諸県医療圏以外の各医療圏では、人口に占める65歳以上の割合が30%を超えており、特に日南串間医療圏では39.7%、西諸医療圏では39.2%と高くなっています。

(表) 医療圏別の面積及び人口

医療圏		延岡西臼杵	日向入郷	宮崎東諸県	西都児湯	
面積		1,554.96km <sup>2</sup>	1,630.98km <sup>2</sup>	869.39km <sup>2</sup>	1,153.78km <sup>2</sup>	
人口の概要	人口	137,143	85,823	426,671	96,091	
	構成等	0～14歳	16,837 (12.3%)	11,376 (13.3%)	58,609 (13.7%)	12,256 (12.8%)
		15～64歳	70,910 (51.7%)	44,722 (52.1%)	244,586 (57.3%)	49,567 (51.6%)
		65歳～	49,396 (36.0%)	29,725 (34.6%)	123,476 (28.9%)	34,268 (35.7%)
医療圏		日南串間	都城北諸県	西諸	全県	
面積		830.41km <sup>2</sup>	763.38km <sup>2</sup>	931.27km <sup>2</sup>	7,734.16km <sup>2</sup>	
人口の概要	人口	67,670	186,231	69,947	1,069,576	
	構成等	0～14歳	7,936 (11.7%)	26,808 (14.4%)	8,298 (11.9%)	142,120 (13.3%)
		15～64歳	32,849 (48.5%)	101,018 (54.2%)	34,238 (48.9%)	577,890 (54.0%)
		65歳～	26,884 (39.7%)	58,405 (31.4%)	27,411 (39.2%)	349,565 (32.7%)

(出典：総務省「国勢調査」、国土交通省国土地理院全国都道府県市区町村別面積調)

### 2. 病院・診療所の状況

- 医療圏別にみた人口10万人当たりの病院数(総数)は、西諸医療圏が21.4で最も多く、宮崎東諸県医療圏が8.9で最も少なくなっていますが、全ての医療圏において、全国平均の6.5を上回っています。
- 医療圏別にみた人口10万人当たりの病床数(総数)は日南串間医療圏が2,611.2で最も多く、西都児湯医療圏が1,228で最も少なくなっています。

### 第3章 医療圏の設定と基準病床数

(表) 医療圏別病院数

医療圏	総数		一般病院		精神科病院	
		10万対		10万対		10万対
延岡西臼杵	20	14.6	17	12.4	3	2.2
日向入郷	11	12.8	9	10.5	2	2.3
宮崎東諸県	38	8.9	33	7.7	5	1.2
西都児湯	10	10.4	10	10.4	0	0
日南串間	10	14.8	9	13.3	1	1.5
都城北諸県	28	15	24	12.9	4	2.1
西諸	15	21.4	13	18.6	2	2.9
宮崎県	132	12.3	115	10.9	17	1.6
全国	8,156	6.5	7,100	5.7	1,056	0.8

(出典：厚生労働省「令和4年医療施設調査」)

※ 精神科病院：精神病床のみを有する病院

一般病院：上記以外の病院

(表) 医療圏別病院病床数

医療圏	総数		療養及び一般病床		精神病床		感染症病床		結核病床	
		10万対		10万対		10万対		10万対		10万対
延岡西臼杵	2,631	1,918.4	1,683	1,227.2	944	688.3	4	2.9	0	0.0
日向入郷	1,555	1,811.9	737	858.7	814	948.5	4	4.7	0	0.0
宮崎東諸県	6,079	1,424.8	4,603	1,078.8	1,398	327.7	7	1.6	71	16.6
西都児湯	1,180	1,228.0	1,021	1,062.5	155	161.3	4	4.2	0	0.0
日南串間	1,767	2,611.2	1,089	1,609.3	674	996.0	4	5.9	0	0.0
都城北諸県	3,623	1,945.4	2,200	1,181.3	1,419	762.0	4	2.1	0	0.0
西諸	1,342	1,918.6	907	1,296.7	431	616.2	4	5.7	0	0.0
宮崎県	18,177	1,727.9	12,240	1,163.5	5,835	554.7	31	2.9	71	6.7
全国	1,492,957	1,194.9	1,165,357	932.6	321,828	257.6	1,909	1.5	3,863	3.1

(出典：厚生労働省「令和4年医療施設調査」)

- 医療圏別にみた人口10万人当たりの診療所数(総数)は、宮崎東諸県医療圏、西都児湯医療圏及び日南串間医療圏の3医療圏で全国平均を上回っています。
- 医療圏別にみた人口10万人当たりの診療所病床数は、全ての医療圏において、全国平均を大きく上回っています。
- 医療圏別にみた人口10万人当たりの歯科診療所数は、宮崎東諸県医療圏だけが全国平均を上回っています。

(表) 医療圏別診療所施設数及び病床数

医療圏	総数		有床診療所		無床診療所		病床数		歯科診療所	
		10万対		10万対		10万対		10万対		10万対
延岡西臼杵	94	68.5	12	8.7	82	59.8	203	148.0	60	43.7
日向入郷	62	72.2	10	11.7	52	60.6	178	207.4	35	40.8
宮崎東諸県	417	97.7	51	12.0	366	85.8	757	177.4	232	54.4
西都児湯	84	87.4	7	7.3	77	80.1	105	109.3	40	41.6
日南串間	63	93.1	6	8.9	57	84.2	102	150.7	23	34.0
都城北諸県	143	76.8	37	19.9	106	56.9	616	330.8	70	37.6
西諸	55	78.6	11	15.7	44	62.9	185	264.5	28	40.0
宮崎県	918	87.3	134	12.7	784	74.5	2146	204.0	488	46.4
全国	105,182	84.2	5,958	4.8	99,224	79.4	80,436	64.4	67,755	54.2

(出典：厚生労働省「令和4年医療施設調査」)

## 第3節 基準病床数

### 1. 基準病床数について

#### (1) 基準病床数とは

- 基準病床数は、医療法第30条の4第2項第14号に基づき、二次医療圏における一般病床及び療養病床並びに県全域における精神病床、感染症病床及び結核病床について定めるものです。
- 「療養病床」は、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院・治療させるための病床のことで、「一般病床」は、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床を除いた病床をいいます。
- 基準病床数は、二次医療圏ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となるものです。
- 既存病床数が基準病床数を超える地域では、原則として新たな病床の設置はできません。

#### (2) 第8次宮崎県医療計画における基準病床数について

- 医療法施行規則第30条の30各号に定める算定方式及び厚生労働大臣が定める数値等により算定した基準病床数は次のとおりです。

(表1) 基準病床数及び既存病床数

病床種別	医療圏	基準病床数	既存病床数
一般病床 及び 療養病床	延岡西臼杵	1,660	1,605
	日向入郷	771	800
	宮崎東諸県	5,429	4,789
	西都児湯	819	957
	日南串間	739	885
	都城北諸県	2,233	2,299
	西 諸	775	979
	計	12,426	12,314
精神病床	県 全 域	4,359	5,828
感染症病床	県 全 域	32	32
結核病床	県 全 域	16	71

※ 既存病床数は療養病床から介護医療院へ転換した病床数を除く（令和6年(2024年)1月5日現在）。

※ 精神病床の基準病床数は、第7期宮崎障がい福祉計画と整合性を図るため、医療計画の中間年である3年後（令和8年）に見直し予定。

※ 基準病床数の算定に用いた一般病床退院率や病床利用率等は、平時(コロナ前)のデータを使用しているため、今後の受療行動に大きな変化が見られる場合には、見直しを行う可能性があります。

第3章 医療圏の設定と基準病床数

(表2) 基準病床数 (第7次宮崎県医療計画との比較)

病床種別	医療圏	第8次医療計画における基準病床数	第7次医療計画における基準病床数	増減
一般病床 及び 療養病床	延岡西臼杵	1,660	1,524	136
	日向入郷	771	819	-48
	宮崎東諸県	5,429	4,930	499
	西都児湯	819	807	12
	日南串間	739	962	-223
	都城北諸県	2,233	2,076	157
	西諸	775	767	8
	計	12,426	11,885	541
精神病床	県全域	4,359	4,694	-335
感染症病床	県全域	32	32	0
結核病床	県全域	16	26	-10

- 65歳以上の老年人口が増加していることや、国が定める数値の影響等(平均在院日数の増加等)により、第7次医療計画策定時よりも、5つの医療圏(宮崎東諸県、都城北諸県、延岡西臼杵、西都児湯、西諸)で基準病床数が増加しています。
- この内、宮崎東諸県及び延岡西臼杵医療圏については、基準病床数が既存病床数を上回るようになりました。
- 基準病床数が既存病床数を上回る医療圏では、病床の設置・増床が可能となりますが、新たな病床の整備については、各医療圏での病床設置のニーズ調査等を行うほか、地域医療構想における将来の病床の必要量や関係機関との協議を踏まえて、今後検討してまいります。

(参考) 基準病床数の算定式

○ 各都道府県において、**一般病床・療養病床は二次医療圏ごと**に、以下の算定式に基づき算出。

$$\text{一般病床及び療養病床の基準病床数} = \text{ア} + \text{イ} \pm \text{ウ}$$

**ア: 一般病床**  

$$\left( \text{人口} \times \text{一般病床退院率} \times \text{平均在院日数} + \frac{\text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}}{\text{病床利用率}} \right)$$

**イ: 療養病床**  

$$\left( \text{人口} \times \text{療養病床入院受療率} - \frac{\text{介護施設、在宅医療等対応可能数} + \text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}}{\text{病床利用率}} \right)$$

**ウ: 都道府県を越えた患者流出入**  
 都道府県外への流出入を見込む場合、それぞれの都道府県間で調整協議を行い、合意を得た数を加減。

項目	都道府県知事が算定に用いる値
①人口	性・年齢階級別(医療計画作成時の夜間人口であって、最近のもの)を活用。
②一般病床退院率	国が設定した、性・年齢階級別かつ地方ブロック別の値を活用。【平成29年患者調査】
③平均在院日数	国が設定した、地方ブロック別の値を上限として、都道府県知事が設定した値を活用。【平成27年・令和元年病院報告】(参考: 第7次の設定 13.4~16.3日)
④病床利用率	国が設定した値を下限として、都道府県知事が設定した値を活用 【平成28~令和元年病院報告の平均】(参考: 第7次の設定 一般76%、療養90%)
⑤療養病床入院受療率	国が設定した、性・年齢階級別の値を上限として、都道府県知事が設定した値を活用。【平成29年患者調査】
⑥介護施設及び在宅医療等対応可能数	都道府県が、地域医療構想における推計と整合的に設定した値を活用。 <small>※地域医療構想では、令和7年に向けて、現在の療養病床以外で対応可能な患者は介護施設・在宅医療等で対応する前提を置き、病床数の必要量を推計。医療計画の基準病床も、これに相当する需要(対応可能数)を除外して計算。</small>

(出典: 厚生労働省「医療政策研修会」資料)

### 第3章 医療圏の設定と基準病床数

(参考) 基準病床数（一般病床及び療養病床）算定結果の内訳

	第8次医療計画における 基準病床数			第7次医療計画における 基準病床数			増減		
	一般	療養	計	一般	療養	計	一般	療養	計
延岡西臼杵	1,274	386	1,660	1,101	423	1,524	173	-37	136
日向入郷	575	196	771	517	302	819	58	-106	-48
宮崎東諸県	4,489	940	5,429	4,097	833	4,930	392	107	499
西都児湯	682	137	819	536	271	807	146	-134	12
日南串間	617	122	739	698	264	962	-81	-142	-223
都城北諸県	1,734	499	2,233	1,602	474	2,076	132	25	157
西諸	588	187	775	452	315	767	136	-128	8
計	9,959	2,467	12,426	9,003	2,882	11,885	956	-415	541

